

1 第211回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第211回国会（常会）は、令和5年(2023年)1月23日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月21日までの150日間であった。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会（災害対策、ODA沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、8特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、震災復興、原子力、地域・こども・デジタル）の設置等が行われた。

(政府4演説)

1月23日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の施政方針演説、林外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び後藤国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で同25日及び26日、参議院で同26日及び27日にそれぞれ行われた。

(令和五年度総予算)

令和五年度総予算は、1月23日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月28日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月1日から予算委員会において質疑が行われ、同28日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

(常任委員長解任決議案)

6月1日、立憲から法務委員長杉久武君解任決議案が提出され、同2日の本会議において否決された。

(大臣問責決議案)

6月6日、立憲から法務大臣齋藤健君問責決議案が提出され、同7日の本会議において否決された。

(内閣不信任決議案)

6月16日、衆議院において岸田内閣不信任決議案が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

(懲罰事犯)

議員ガーシー君は、第209回国会及び第210回国会において、議院運営委員会理事会の了解を得ないまま海外に滞在し、今国会の召集日に先立つ令和5年1月20日の同理事会においても会期中の海外渡航は了解されず、召集日である同23日、議院運営委員長から速やかに帰国の上、登院するよう求めたものの、その後も帰国、登院しなかった。

こうした状況を受け、同27日、議院運営委員長は議長及び副議長に対し、議院運営委員会理事会の総意をもって、同君が第211回国会の召集日から7日以内に応召しない場合には、議長から同君に対し、国会法第124条の規定に基づき招状を発する旨の御判断をいただきたい旨、申入れを行った。同30日、議長は、同君に対し、第211回国会の召集に正当な理由なく応じないと認め、国会法第124条の規定により出席を求める旨の招状を発した。

しかし、同君が、その後開会された2月8日の本会議にも出席しなかったことから、同日、議院運営委員長は議長及び副議長に対し、議院運営委員会理事会の総意をもって、議長において、国会法第124条の規定により、同君を懲罰委員会に付託する旨の御判断をいただきたい旨、申入れを行い、議長は、同条の規定により、議員ガーシー君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。同21日の懲罰委員会では、同君に対し、国会法第122条第2号による公開議場における陳謝の懲罰を科すべきものと決定した。同22日の本会議において、本件は、懲罰委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、議員ガーシー君に代わり議員浜田聡君から一身上の弁明があった後、委員長報告のとおり公開議場における陳謝とすることに決し、議長は、議員ガーシー君に対し、国会法第122条第2号の規定により、懲罰委員会起草の陳謝文による公開議場における陳謝を命ずる旨の宣告をした。しかし、同君が出席していないため、議長は、適當の機会に陳謝の意を表することを命ずる旨を告げた。

その後、議院運営委員会理事会の協議により、同君による公開議場における陳謝を3月8日の本会議において行うことが決定されたが、同日の本会議にも同君の出席が得られなかったため、議長は、同君が院議に従わず、院内の秩序を乱すものと認め、議員ガーシー君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託することを宣告した。同14日の懲罰委員会では、国会法第122条第4号により同君を除名すべきものと決定した。同15日の本会議において、本件は、懲罰委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、議員ガーシー君に代わり議員浜田聡君から一身上の弁明があった後、記名投票をもって採決の結果、賛成235、反対1にて委員長報告のとおり除名とすることに決し、議長は、国会法第122条第4号の規定により、議員ガーシー君を除名する旨の宣告をした。なお、参議院における議員の除名は、昭和25年（1950年）以来2例目である。

6月8日の法務委員会において、出入国管理法等改正案の採決の際、議事運営を妨害しようとしたとして、自民、立憲、公明及び民主の4派共同提出による議員山本太郎君を懲罰に付するの動議が同9日に提出された。本件は会期終了に伴い審議未了と

なった。

（いわゆる「委員長手当」等の廃止）

与野党協議に基づき「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第51号）及び「裁判官弾劾法の一部を改正する法律案」（衆第52号）が提出、いずれも可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述3（12）参照）。これにより、衆参の常任委員長及び特別委員長等の手当を第212回国会の召集日から廃止することとなった。

（新型コロナウイルス感染症対策の廃止等）

院内参観及び傍聴については、3月8日の議院運営委員会理事会において、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じる一方、政府によるマスク着用の考え方の見直しを踏まえ、同13日からマスクの着用については、個人の判断に委ねることが決定された。

また、4月27日の議院運営委員会理事会において、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されることを踏まえ、同日をもって「参議院における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和4年11月22日及び令和5年3月8日 議院運営委員会理事会）を廃止することが決定された。

2 予算・決算

（1）令和五年度総予算

令和五年度総予算3案は、1月23日、衆議院に提出され、同27日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、1月30日から質疑を行った。2月28日に質疑を終局した後、維新、国民、共産及びれ新がそれぞれ提出した編成替動議（4件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議4件に対する討論を行い、採決の結果、動議4件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

2月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月1日及び2日に基本的質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を同3日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を同7日、8日、14日、15日、20日及び22日に行った。

このほか、集中審議（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月6日（外交・安全保障等現下の諸課題）、13日（物価高、少子化対策等現下の諸課題）、23日（外交等現下の諸課題）、24日及び27日（岸田内閣の基本姿勢）に行った。

また、3月9日に公聴会を行ったほか、同16日及び17日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月28日には、締めくくり質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

（２）令和三年度決算

令和三年度決算外2件は、第210回国会の令和4年11月18日に提出された後、参議院では、今国会の令和5年1月24日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、同4月3日には、岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月5日から5月15日まで6回にわたり省庁別審査を、同22日に准総括質疑を行い、6月12日には締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和三年度決算は是認すべきものと、4項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで令和三年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和三年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月14日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和三年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和三年度国有財産関係2件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、4月3日の決算委員会では、令和二年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

令和三年度予備費関係8件は、5月22日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和三年度決算外2件と一括して質疑を行い、同日質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

5月24日の本会議において、令和三年度予備費関係8件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出60件、継続1件のうち、59件が成立した（成立率96.7%）。常会としては、令和3年（2021年）以降3年連続で成立率が95%を超えた。

参議院議員提出法律案は、今国会提出15件であったが、成立した法律案はなかった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出52件、継続49件のうち、13件が成立した（成立率12.9%）。

条約は、今国会提出11件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出3件の全てが承認された。

決議案は、今国会提出2件であったが、可決された決議案はなかった。

(1) 令和五年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第2号）は2月3日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第8号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第9号）は同7日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第2号について、2月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同17日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第8号及び同第9号については、2月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同16日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

2月28日の本会議において、閣法第8号及び同第9号はいずれも可決され、次いで、閣法第2号が可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第2号について、3月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同9日に趣旨説明を聴取し、同14日から質疑を行った。同17日に質疑を終局した後、同28日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第8号及び同第9号については、3月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同23日に質疑を終局した後、同28日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月28日の本会議において、閣法第8号及び同第9号はいずれも可決され、次いで、閣法第2号が可決され、上記3法律案は成立した。

(2) 新型インフル対策特措法等改正案

感染症の発生及びまん延の初期段階から政府対策本部が迅速かつ的確な措置を講じる仕組み等を整備するとともに、内閣官房に感染症の発生及びまん延の防止に関する総合調整等を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置する「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案」（閣法第6号）が、2月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同8日に趣旨説明を聴取し、同10日から質疑を行った。同16日には内閣委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同29日に質疑を終局した後、立憲、国民及び有志の3派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案とお

り可決すべきものと決定した。

3月30日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同11日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同18日には内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(3) 地域公共交通活性化法等改正案

近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、鉄道の特性を發揮することが困難な状況にある区間に係る交通手段の再構築に関する措置を創設するとともに、地域公共交通特定事業を拡充するほか、鉄道事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃について地域の関係者の協議を踏まえた届出制度を創設する等の措置を講じる「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第17号）が、2月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

3月24日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同13日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(4) GX推進法案

エネルギーの脱炭素化に向けた取組等と産業競争力の強化とを両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じる「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」（閣法第12号）が、2月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同15日から質疑を行った。同29日に質疑を終局した後、自民、維新及び公明の3派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

3月30日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、4月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同18日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、自民、立憲、公明、維新及び民主の5派並びに無所属の共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月28日の本会議において、同法律案は修正議決され、衆議院に回付された。

G X推進法案に対する参議院の修正は、同法律案の基本理念を定める規定について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に当たり踏まえるべき事項に「公正な移行」の観点を追加するものである。

衆議院では、5月12日の本会議で、同法律案について、参議院の修正に同意することに決定し、成立した。

(5) 健康保険法等改正案

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講じる「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」（閣法第16号）が、2月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同22日に趣旨説明を聴取し、同29日から質疑を行った。4月12日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月13日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月11日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月12日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（６）装備品基盤強化法案

我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定める「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」（閣法第20号）が、2月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された安全保障委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同21日から質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月9日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月26日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された外交防衛委員会で、同30日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月1日に質疑を終局した後、同6日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月7日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（７）電気事業法等改正案

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措置を講じる「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（閣法第26号）が、2月28日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、4月5日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同19日には経済産業委員会環境委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会において質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、自民、維新、公明及び国民の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同11日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同23日には経済産業委員会、環境委員会連合審査会において、同30日には経済産業委員会、内閣委員会連合審査会において質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月31日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(8) 個人番号利用法等改正案

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、戸籍等への氏名の振り仮名の追加、預貯金口座情報等の登録の特例の創設、医療保険の資格確認のために必要な書面の交付等の措置を講じる「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第46号）が、3月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会で、同18日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同25日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会で、5月12日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同31日には地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月2日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(9) 出入国管理法等改正案

退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講じるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講じる「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（閣法第48号）が、3月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同28日に、自民、維新、公明及び国民の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取

し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5月9日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同16日に、閣法第48号、同9日に提出された「難民等の保護に関する法律案」（参第8号）及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（参第9号）を一括して議題とし、閣法第48号の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取するとともに、参第8号及び参第9号の趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月8日に閣法第48号について質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(10) 防衛力強化財源確保法案

令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するため、所要の措置を講じる「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」（閣法第1号）が、2月3日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月6日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同7日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同19日、26日及び28日には財務金融委員会安全保障委員会連合審査会において質疑を行った。5月19日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月23日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同30日、6月6日及び同8日には財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会において質疑を行ったほか、同12日には地方公聴会を行った。同15日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月16日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(11) LGBT理解増進法案

「性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（衆第13号）及び「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（衆第14号）が5月18日に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（衆第16号）が同26日に、それぞれ衆議院

に提出された。

衆議院では、各法律案が付託された内閣委員会で、6月9日に、趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った後、衆第13号に対する自民、維新、公明及び国民の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、各法律案及び修正案について討論を行い、採決の結果、衆第14号を否決すべきものと決定し、衆第13号を修正議決すべきものと決定した（衆第16号は議決を要しないものとされた）。

6月13日の本会議において、衆第14号は否決、衆第13号は修正議決の上、参議院に提出された。

参議院では、衆第13号が付託された内閣委員会で、6月15日に、趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月16日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(12) 歳費法改正案等

6月20日、衆議院議院運営委員会において、議会雑費の支給対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外する「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第51号）及び裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止する「裁判官弾劾法の一部を改正する法律案」（衆第52号）を委員会提出法律案とすることと決定した。

6月20日の本会議において、両法律案は可決され、参議院に提出された。

参議院では、両法律案が付託された議院運営委員会で、6月21日に採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

6月21日の本会議において、両法律案は可決され、成立した。

4 調査会

「外交・安全保障に関する調査会」、「国民生活・経済及び地方に関する調査会」及び「資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会」は、いずれも6月7日に1年目における調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出し、同9日の本会議で各調査会長が報告を行った。

5 その他

(1) 参議院改革協議会

協議会は、第210回国会閉会後の令和4年12月16日に開催され、各会派が検討項目案について説明を行った後、協議会の下に「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」を設置することが了承されたほか、今国会中、3回開催された。2月8日に協議会の検討項目を選定し、4月14日には、「委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携」、「行政監視機能の更なる充実」及び「デジタル化、オンライン審議」の3

項目について事務局から説明を聴取し、5月31日には3項目について各会派から意見表明を行い、それぞれ協議を行った。

また、令和4年12月16日に協議会の下に設置された「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」は今国会中、4回開催された。2月8日に初回の専門委員会が開かれ、4月14日には参議院議員選挙制度の変遷について事務局から説明を聴取し、5月31日には参議院選挙における投票価値の平等をめぐる最高裁判決の変遷等について法制局から説明を聴取し、6月20日には主要国の上下院の選挙制度の概要について国立国会図書館から説明を聴取し、それぞれ協議を行った。

(2) 行政監視

行政監視委員会は、6月5日に行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、同7日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月21日の本会議で、松本総務大臣から令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

(3) 国会同意人事案件

今国会に提出された15機関56名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(4) 憲法審査会

審査会は8回開催された。

4月5日、同12日、5月10日及び同31日は、憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）について、参議院法制局から説明を聴いた後、意見の交換を行ったほか、参考人から意見を聴き、質疑を行った。4月26日及び5月17日は、憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）について、参考人から意見を聴き、質疑を行ったほか、意見の交換を行った。6月7日には、憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会及び参議院議員の選挙区の合区問題について）について、意見の交換を行った。

(5) 情報監視審査会

審査会は4回開催された。

2月2日及び同7日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。同2日には、審査会として初めての勧告となる、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を行った。同21日には、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣を実施し、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら説明を聴取した。4月19日には、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、政府からの説明聴取及び質疑を行った後、高市国务大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

また、6月2日の審査会において、令和4年5月1日から令和5年4月30日までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書（令和5年

6月)を決定し、議長に提出した。その後、同5日の本会議において、会長が同報告書の概要等について報告を行った。

(6) 議会のジェンダー配慮をめぐるアンケート調査報告書

平成24年(2012年)、第127回IPU会議において、議会におけるジェンダー配慮のための改革の着手と実施を掲げ、IPUが作成した自己評価ツールキットを活用した評価の実施を提唱した「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」が採択された。

参議院では、超党派議員による「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」(平成27年(2015年)発足)の参議院有志からの要請を受け、令和5年4月19日の議院運営委員会理事会において、IPUの自己評価ツールキットを活用したアンケート実施について合意し、6月14日にその結果をIPUジェンダー自己評価「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」報告書として取りまとめた。

(7) 旧優生保護法をめぐる調査報告書

平成31年(2019年)4月に制定された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」第21条に基づく調査について、令和2年(2020年)6月、両議院の厚生労働委員会理事会の協議により、両議院の厚生労働委員長は、衆議院調査局厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室に報告書原案の作成を命じ、国立国会図書館調査及び立法考査局社会労働調査室に協力を依頼した。

これらの調査室において共同で調査が進められ、令和5年6月12日、両議院の厚生労働委員長に対し報告書原案が提出された。両議院の厚生労働委員会理事会の協議により、同報告書原案を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」とすることとし、同19日、各議院において厚生労働委員長が議長に報告した。